



2023年10月6日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

インボイス制度に向けた当行の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されたのに伴い、当行ではインボイス制度への対応方法を下記のとおりとさせていただいておりますので、お知らせいたします。

また、当行は、適格請求書発行事業者としての登録(登録番号:T5390001000889)を受けておりますので、お客さまが当行に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税について、当行の交付する適格請求書(インボイス)に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、具体的な税務手続き等につきましては、顧問税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について
 - (1) 営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
 - (2) 営業店窓口で備付の振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種伝票に複写式となっている手数料受領書をインボイスとしてご利用いただけます。
 - (3) 紙でお渡しするインボイスは、再発行は致しかねますので大切に保管ください。
2. 後納でお支払いいただいている手数料について
毎月10日引落の後納手数料につきましては、10月より「手数料引落お知らせ」を作成のうえ郵送いたします。
3. ATMでのお取引について
ATMでのお取引につきましては、手数料が原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に



該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

つきましては、ATM から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する帳票の見直しは行いませんので、ご承知おき願います。

4. 当行に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当行がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当行が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当行に対してインボイスの提出をお願いいたします。

5. その他

ご不明な点などございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上